

報告第2号

コミュニティバス運行事業者の決定について

コミュニティバスの運行事業者を決定いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 選定基準

道路運送法第4条に基づく運行を可能とした一般乗合旅客自動車運送事業者

2. 選定基準適合事業者

- ・ニセコバス株式会社
- ・北海道中央バス株式会社

3. 選定結果

コミュニティバスの運行事業者は、ニセコバス株式会社で決定。
(中央バスは、人員不足等の理由から辞退)

以 上